

いろいろと教育行政をやっているものと判断をいたしているわけでございますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（森田 猛君） 先ほどの答弁で、少し私が回りくどく話し過ぎた嫌いがあるのではないかと思いますけれども、教育委員会が給食を中止したということではございません。そういうことは言っていないつもりだと私は思います。ただ、その間にそういうような事情があるというのでございまして、ここにもことし六月の議会の原稿を、私、持つております。そのときも同じようなことでございますけれども、そこまで細かくは、堀川議員さんには申しわけなかったですけど、説明してないわけでございます。それ以上に詳しく説明し、なお教育委員会といたしましても方向づけを決めるべく努力をしているということでございますので、ひとつ御了解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（森田治男君） 十一番原 敏子君。四回目ですので要望にとどめてください。

○十一番（原 敏子君） はい、要望させていただきます。

老人の入院見舞金の問題ですけれども、市長さんは申しわけないと言われるので、本当にそう思っているのかどうか分かりませんが、確かにお金だけの問題ではないというふうに思いますけれども、そのお年寄りがこれからも安心して老後が暮らせるのは、やはり家族の問題も当然あると思いますけれども、お金だけではないというふうに言われますけれども、福生に今いらっしゃる二百四十六人の一人暮らしのお年寄りについては、やはり家族も何もいないわけです、一人暮らしなので。そういう人たちのことなんかもやはり考えなければいけないし、お金を支給して満足するものではないなんて、こんなのは逃げですよ。

私はたかが二百五十八万五千円あれば町田市の入院見舞金制度ができるのに、これをやらないということは、私は市長はお年寄りに対してとっても冷たい人なのだなというふうに思うしかないので。財政的にできないわけではないのですから。みんな順番にお年寄りになっていくのです。お金のある人はいいけれども、やはりお金の心配をしながら入院している人というふうなお年寄り、そのお年寄りを抱える家族、そういう人たちのことを考えたときに、これが本当の福祉ではないかというふうに思います。

やはり福祉はいろんな形の福祉が、子供の問題もお年寄りの問題も障害者の問題もいろいろありますけれども、私

は福祉の根本というのは人のことを思いやる、それでその人たちが幸せになるのではなくて、やはりみんなが幸せになるような、そういうふうな政治、それが福祉ではないかなというふうに思いますので、市長がやらないというふうに言われましたけれども、私はこれはぜひやっていただきたいというふうな気持ちから、これは市長にもう一度考え直していただいて、冷たい市長ではなくて、お年寄りにも温かい市長になっていただきたいというふうに要望しておきます。

騒音につきましては、先ほど言ったのでそれでぜひそういうふうにしていただきたいというふうをお願いいたします。中学校の完全給食につきましては、教育長がやらないということではないと言われましたので、本当に安心いたしましたし、やっていただきたいというふうに思います。

しかし、今までみたいなやり方をしていますと、また十年たってしまいます。私たちも来年は市議会議員選挙がありまして改選されるわけで、そうすると何回選挙をやったかということなんです。五十年のときから今度は四回目です。そうすると私はもう本当に市議会議員として市民の皆さんから選ばれて、議会へ来て、皆さんの意見をこの議場で反映して、それを政治に移していくわけですけれども、十年たっても十二年たっても中学校の給食問題はちっともきかない。福生の議員は何をやっているんだって言われます。これは私たちが格好をつけたからやってくれということではないのです。

一番最初に再質問で言いましたように、子供たちはああいうふうな悲惨な中で、今中学校の昼食の時間を迎えているわけです。私は女親だから腹が立ったり、せつないのではなくて、お父さんたちだってみんなそうだろうと思うのです。お母さんがつくってきたような顔をしてほかほか弁当を詰めかえた自分のお弁当を広げるのです。皆さんの子供さんがそういうことをしていたらどう思いますか。私は本当にせつないと思います。私は食べる物は何だっていいと思います。その子供がそういうふうな顔をしてお昼の時間を迎えなければいけないというふうなその気持ち、ここに問題があると思うのです。こういう気持ちをやはりなくすようにしていかなければ、ほかのところで非行の問題だとか子供の健全育成の問題といっても、やはり人間は食べるところから始まるのですよ。食って寝てというところか

ら始まるのです。その食べるところで、こんなゆがんだ生活をさせているということは、これは私たち大人の責任だ
というふうに思います。

ですから、先ほど登壇して言いましたように、今までのように先生方の理解と協力が得られないのでというような
答弁を繰り返してほしくないのです。こういうふうにしたけれども、まだ理解と協力が得られませんと。今度は、教
育委員会が本当に責任があるのだったら、議員の私たちに先生方と一緒に懇談していただきたいと、そういう話だっ
て持ってきてください。私たちは喜んでそういうものに参加させていただきたいというふうに思います。そういうこ
とをしないで、先生の理解と協力が得られない、そればかり十年間言ってきた、私たちだって教育委員会が一生懸
命頑張ってきたと思うけれども、幾らなんでも腹も立つんです。

そういうふうの子供の状況が社会の状況と同じように刻々と変わってくるわけですから、子供たちが健全な育成を
してほしいというふうに思うからこそ私は強く言うので、今度また聞きますから、また同じような、理解と協力をな
んて言わないで、今度聞くときは、こういうことをしたけれども、まだだめだったとか。

それで教育長も六月の議会です。校長先生と教頭と生活指導の先生と給食審議会と、こういう人たちに
話をしているなんて言っていますけれども、問題は一般の普通の先生でしょう。校長先生が担任を持っているわけ
はないのです。給食審議会といったら中学校ではなくて小学校でしょう。やはり中学校の担任を持つ先生たちと話し
合いを持たないと、その先生たちに話をしないと、したことにはならないというふうに思いますので、今度はいっか
り聞きますから、こういうことのないような答弁をしていただきたいというふうにお願ひします。終わります。

○議長（森田治男君）

四時十五分まで休憩します。

午後四時

休憩

午後四時十五分 開議

○議長（森田治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上あらかじめ延長することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君）

御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○議長（森田治男君）

引き続き一般質問を行います。

十二番 遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君登壇）

○十二番（遠藤洋一君）

通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

質問項目は五点にわたっております。一つは横田基地の問題です。

九月の十五日から十一月の十五日までの間、横田基地は滑走路の改修工事を行いました。前回、九月の議会におき
まして一般質問いたしました。その内容でありますとか、あるいは工事施行の主体であるとかということを持って
いたわけです。現実には十一月十五日までに終了しまして、その間例えば初期の段階におきましてはC141などの
大型輸送機は飛来をしない、あるいは全期間を通してC5Aギャラクシーやジャンボジェットは離着陸をしないとい
う、二月間だけですけれども、ふだんの月よりも騒音の少ないような状況が来たというふうに思っています。一つ、
その中で前回もちょっと触れましたけれども、そのうちの態様の变化などについて防衛庁等々との話があったとすれ
ば、ぜひ伺っておきたいと思ひます。

実はこの滑走路工事ですが、前回の市長の答弁の中でも防衛庁からの話としましては、アメリカの国防予算で行わ
れるものだというふうに伺っています。御承知のとおりアメリカの予算というのは十月で切りかわりますから、多分
八六国防予算と八七国防予算にまたがっている形ではないかというふうに思っているわけですが、その中で、
国会図書館などで情報公開によって行われておりますアメリカの予算の調査をいたしますと、その中で横田基地関係

の書類というのはたくさん出てくるわけです。多分これは市当局の方でも国会図書館や、あるいは防衛庁などを通して、アメリカ国防予算の調査ということは進んでいると思いますけれども、その中で、やはり滑走路工事という形での予算が出てこないというところに大変心配をしているわけです。八六国防予算の中に出てきますのは、例えば大きなものでは横田基地の輸送の燃料庫の改修とかが出てきますけれども、さらに見てみますとKC10型という大型空中給油機のための、油をそこに補充するための施設という予算が出てくるのです。これの工事が恐らくはこの滑走路の工事の予算に近いのではないかとこのように調査をしています。

そのことにつきましては、例えばKC10という大型の空中給油機は、ことしになりましたからグアム島のアンダーソン基地に、KC135という——今までも横田にしばしば来ましたが、一番騒音の激しい空中給油機がKC10型にかわっていることがあります。その結果としまして、横田基地に常駐態勢などがあればこれは大変な騒音の問題ですから困ったことになるというところで、これらのことにつきましては、つまり滑走路改修後の態勢の変化はないのであるというのが前回の市長さんの答弁ですけれども、そのうち防衛庁と話し合いなどの中で、これらアメリカ国防予算との関係の中でどのようなようになっていくのか、あるいは態勢の変化があるとすればどのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

それからその次には、やはり前回の質問から続く形になりますけれども、いわゆる自衛隊の曲技飛行隊ブルーインパルスの問題です。

十一月十五日付の朝日新聞をごらんになった方は皆さん驚かれたと思いますけれども、禁破りの曲技飛行、横田基地でのブルーインパルス。騒音防止で日米協定ができていたという形で新聞の記事が大きく出ました。その後に実は読売新聞も後追いの記事を書いておりまして、それらについては朝日、読売ともに記事をつくったわけですけれども、その中で、昭和三十九年四月の十七日に日米合同委員会の中で、騒音の軽減のため夜間飛行の規定を含めた飛行時間の制限や、その他消音装置の設置などの問題を話し合っていて、何か特に横田飛行場周辺地域上空における曲技飛行の禁止の条項が出ているということについて出てきたわけです。

実際に九月の議会において日本共産党の原さんやあるいは私の質問に対して、市長は中止要請をする気はないのであると。なぜならばたくさんの方が楽しみにしているからという答弁をいただいているわけです。そのたくさんの方とは一体何かというようなやりとりがありましたけれども、私も一般市民にしてみれば、あるいは私と同様に議会に今いらっしゃる議員の皆さんにしてもそうだと思いますけれども、大変な騒音の中でだれもがそういう迷惑をしたというふうに思っているわけです。

現実には八月三十、三十一日で、三十分間に五十九回という飛行を行っているわけです。その練習ということも含めまして府中や国分寺の上空などにも大変騒音がいったわけですが、実際に日米委員会の中の協定で、曲技飛行は困るんだというようなことを言っているとすれば、市長さんがそれについてたくさんの方が楽しみにしているからしようがないと言ったことに対して、私はどのように考えられているかということをお伺いしたいと思います。そしてまた同時に、来年以降、例えば基地のさまざまな催し物にブルーインパルスが来るようなときには、ぜひ反対の意思を表してもらいたいと思っているわけで、そういうことも含めて市長さんの考え方を伺っておきたいというふうに思っています。

それからさらには、先ほど原議員から質問がありましたけれども、十一月の二十二日から十二月一日にかけてのミッドウェー艦載機E2Cのホークアイという飛行機ですけれども、市内上空旋回の問題を少し伺っておきたいと思っています。

確かに口頭やあるいは文書での申し入れということについて行ったということをお伺いしておりますけれども、しかし、現実には昭和五十八年のお正月のときのことを思い出すわけですが、大変にうるさい艦載機の上空飛行がずっとありまして、これについてはほとんど市としてはあるいは市長さんとしては、これ以上の申し入れその他をするとはできないのかということをお伺いしたいと思います。

ミッドウェーは御承知のとおりここ六ヵ月ほどの間に大改修をしまして、船そのものは戦後すぐできた船ですからもう船齢四十年を超す、船の場合には女の人に例えますから大変なもうおばあさんになった船でして、次々に改装す

ることで今現在最新の設備をするということをしているわけです。この十一月の末からはF18という新しいそのミッドウェーに乗る艦載機が厚木にやってきました、基地周辺の人たちの話ですと、そのうち横田にもやってくるだろうということですが、その先ぶれのような形でE2Cの市内の上空旋回飛行がずうっとあったわけです。これにつきましては事実の問題として大変に夕方から夜にかけてうるさいということがありますけれども、市長さんはそれについて先ほどの答弁の中でやはり足りないわけでした、実際には申し入れたけれども、飛行機としては飛んでいるんだというその現実に対して一体どのようにお考えになっていて、あるいはこれからこれらミッドウェー艦載機その他のことがあったときに、一体どうなさるつもりなのかということをおきたいというふうに思っています。それから四番目としては、九月、十一月期の飛行機の離着陸について伺っていききたいのですが、先ほども申し上げましたとおり九月の十五日から十一月の十五日までは滑走路の修理ということで、非常に飛行量が減ったというふうに思うのです。それそのものは市民の生活にとってみればそれから先のことはまた別のことにしても、大変にありがたかったと思っています。その意味から言いますと九月、十一月期が去年に比べてどのくらい減っているのかということをおきたいと思います。逆に言いますと、非常に減っているということであれば、減ったって構わないのだというふうになれば、横田基地は別に減った数のまま、そのままいってもらえばいいわけで、これからまたふえてもらう必要は全然ないわけですから、それらについての数字をぜひ伺いたいというふうに思っています。それから、その次は在日外国人の指紋押捺の問題についてです。

昨年以來、入国管理法の問題、あるいは在日証明に対する指紋押捺の問題というのはずっと質問を続けてきたのですけれども、ここしばらくの間、実際の市の窓口業務の問題として、指紋押捺の現況というのはどのようなになっているかということをおきたいと思っています。

九月二十五日にまた法務省が通達を出しまして、指紋押捺をしないような者に対しては告発などをしなさいということをおきたいですね。東京都におきまして、あるいは大阪府などにおきまして、指紋押捺拒否者に対する出頭命令というのが、どんどん今続いています。十一月の二十日には、例えば東京都においては都内の二十三

区の外国人登録事務主管課長会議が開かれて、その中で、通達問題について通達に従いなさいと。警察に対して指紋押捺拒否者の捜査に関して積極的に協力をしなさいということをおきたいですね。東京都は言っているわけですが、現実には二十六市に対してはどのような形で東京都は指導通達をしているのかということもあわせて伺っておきたいと思っています。それからもう一つは、就学時の児童健康診断のことです。

この問題につきましては六年ほど前から非常に議会の中でもいろんな形でもってお話をしてきましたけれども、五、四養護学校義務化ということで、それまで一日入学的な要素があった、三月ぐらいに行われていた健診を、十一月の段階にもって来るということがありまして、その段階では例えば教職員の協力の問題その他という非常に難しい問題がある、議会の中で問題になりましたし、同時に教育委員会の中でも大変な御努力があったと思いますけれども、本年はどのような形で就学時の健康診断が行われてきたか。実際の問題としては父母の皆さん、保護者の皆さんとの非常に無理な関係がないようにということ、知能テストその他を外すという非常に健康な形になっているとは思いますが、十一月に行われている就学児健診の実施状況というのはどのようなになっているかということをおきたいと思います。

それからその次には、熊川の地域体育館のことを伺っておきたいと思っています。地域体育館にしましては、市民の皆さんの要望だと思えますし、熊川にできることそれ自体はスポーツ振興というような福生の一つの市の方針からいいますと大変重要なことだと思っております。ただ、それについてはどのような形で管理や運営をするかということが、やはり余り明らかになっていないわけで、例えばこれは自治法の問題ですけれども、地方自治法の第二百四十四条の第一項、つまり公の施設についてはどういふふうにか、あるいは今度具体的には熊川にできる体育館についてはどのような運用をするつもりなのか、管理をするつもりなのかということをおきたいのです。

公の施設ですから職員が運用しなければいけないということは明々白々なわけですが、委託の問題その他が

非常に話題になっている昨今、市としてはどのような形で地域体育館を運営していく気なのかということを伺っていただきたいと思っています。これは実際のまちの教育の問題ですし、それから今も一回申し上げましたけれども、スポーツ振興ということからいいまでも、どのような形で運営されていくかというのが大変重要な問題だと思っています。例えば建物についての補正予算その他につきましては議会の御承認を得ているわけですから、その後の運営をどのようにするかということについてぜひ伺って、この時期に伺っておきませんか、例えば、どうなるかわかりませんが、新規の職員でおやりになりたいということを考えたとしても、新規の職員をとるならば、今から準備をしなければいけないわけですし、そういうようなことについてはそろそろきちんとしたことが決まっている、あるいは決まっているからこそ体育館を建設したのだからというように前提に立って伺っておきたいと思っています。

それから最後ですけれども、都立保育園の移管の問題がやはり重要だと思っています。

今、市民の皆さんのお手元にあります市のお知らせの中には、熊川、福生両都立の保育園が市に移管をされますということが書いてあります。移管をされましても変わるところがなくて、そのまま申し込みは変わりませんということを書いてあるわけですが、実際に倫理審議会の中で条例が通過をいたしましたのは、二つの保育園に関しては委託をすることができるという形で条例が成立したわけです。なおかつそのときの話では、東京都の条件というのは条件の要求はしているけれども、それらについての返事は出てこないということなわけです。

しかしながら、現実には市のお知らせで出ているわけですから、市長さんとしては移管というものを受け入れていくんだということになっていくと思うのです。条例を整備したということと、現実にはそれを市が態度を明らかにするということ、条件が整うということは別のことでですから、それからいいますと、つまり受け入れるべき条例はできているけれども、実際にその中身はどうなっているかということが明らかでない。しかも条例からいえばすることができるところから、できるといふような条例なわけですから、例えば都立保育園の移管というものを、つまり条例があったとしても、受け入れることができないというのを先にもっていくことだって不可能ではないわけです。そのときの条件としては幾つかの条件が出ています。しかし、こちらから出しましたということを言っています。それか

らえば、東京都の方針としては都立保育園を市へ移管をしたいという中で、それらについて一体どのような形でその後、都の対応が行われたかということをお伺いしたいと思います。

その以上五点が、今回の一般質問です。よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えをいたします。

第一点の横田基地について。

一、滑走路の改修後の対応についてお答えをいたします。

この改修工事は九月の定例会で御答弁申し上げましたように、滑走路の老朽化に伴う改修工事であると聞いております。したがってKCI10の関係や、新たな部隊の移駐等に関しては、情報や連絡は何ら受けておりませんが、機会を見てこれらの点について確認をしてみたいと考えております。

二点目のブルーインパルスと曲技飛行についてでございますが、御指摘のように去る十一月十五日に新聞報道されたわけですが、この曲技飛行に関し、防衛施設庁は「横田基地における昭和三十九年の日米合同委員会合意に曲技飛行の禁止の項目があるが、これは騒音軽減を図るための恒常的に曲技飛行を行うことを規制しているものである。自衛隊による今回のブルーインパルスは、日米親善友好祭のため招待された自衛隊が飛行展示の一環として八月の三十日及び三十一日に行われたものである。この種の飛行は、安全及び騒音の面とも十分配慮を加え、年一回に限定して行うものである。なお自衛隊による米軍基地の使用については、日米地位協定第三条により認められた米軍の管理権の範囲内の使用であり、地位協定上問題はないと考える。」との見解を示しておりますが、私は今後もこの見解に沿ってまいりたいと考えております。

三点目のミッドウェー艦載機の市上空飛行についてでございますが、艦載機E2Cの飛行訓練につきましては、十一月十四日、防衛施設局より連絡を受けましたので、翌十五日に横田防衛事務所長を通じ、局長、長官に対し中止要請をいたし、十八日には四市二町の市長・町長名により、防衛庁及び防衛施設庁長官、東京局長、横田司令官、在

日米軍司令官に対し、文書による中止要請を行いました。さらに二十五日には、横田事務所長を通じ、二十八日には横田基地司令官と面会し中止要請をいたしました。結果として訓練が実施されましたことは大変に遺憾であり残念なことであると考えております。私といたしましても、今後この種の飛行訓練が行われることのないよう、関係機関に対し引き続き強く要請してまいりたいと考えております。

次に、九月十一月期の離着陸については担当より答弁をいたさせます。

次に、在日外国人の指紋押捺についてでございますが、外国人登録証明書の大量切りかえ年度でありました昭和六十年代分は、その事務もおかげさまで完了いたしました。その中で、さきに御答弁申し上げておりますとおり、拒否者は二名おりまして現況も変わっておりません。

次に、市長の考えということでございますが、以前と同様でございますが、本年九月二十一日に中曽根総理がソウルにおきまして、韓国の大統領に対し制度改善について説明をいたしております。このことから制度の見直しの方向で検討がなされているようにございます。ぜひとも全国市長会等からの制度見直しの要請の成果が、対象となる方々の意に沿うような結果になればと考えております。

次に、就学児童健診について及び熊川地区体育館については、教育委員会より御答弁を申し上げます。

都立保育園について、都との対応と考えるでございますけれども、都立保育園移管に伴う都への要望事項につきましては、先般の議会で申し上げましたように、都立福生保育園の全面改築とゼロ歳児保育の充実、次に都立福生保育園用地を都が買収すること、次に第三点といたしまして、都立熊川保育園の改修とゼロ歳児保育の拡充、四項目に全面改築及び改修時における一時保育所に関する財政負担、この四項目であります。議会に御相談申し上げ要望する方針でございます。

答弁とさせていただきます。

○教育次長（須崎 進君） 自席からお許しをいただきまして、就学児童健康診断の実施状況について御答弁申し上げます。

本年度の就学児童の健康診断につきましては、内容は学校保健法に基づきまして、方法といたしましては昭和五十七年度以降変わりなく、校医さんや実施人員の半数を教職員の手伝いをかりまして各学校で実施いたしました。十一月の十二日、第四小学校を皮切りに順次行い、最後には第五小学校の十一月二十八日をもって終了いたしました。

受診対象者でございますが、六百九十一名で、未受診者は九名でございます。これらの方々は、病気のために受診ができなかった児童が三名で、転居先が不明の方が一名、米国へ転出した方が一名、二重国籍でアメリカンスクールへ入学した方が二名、その他家庭の都合等で二名の方が未受診者でございます。受診率は九八・七％でございます。

診察の結果につきましては、内科等につきましては扁桃肥大の方が十七名、アトピー性皮膚炎の児童が二十三名、白癬の方が三名、それから水いぼの方が一名いらっしゃいました。また、歯科につきましては、虫歯の未処置者が四百八十七名で、受診者の七〇・五％ということになっております。また不整交合の方が十一名おりました。本年度の就学児童健診を受けられた方は、全員普通学級へそのまま入学できるものと考えております。

次に、本年度の就学相談におきましては、十月の十七日に行いました。就学指導委員の先生方は、病院の院長さんを初め医師や専門家の先生方で、総員十五名の方々に御協力をいただき、四名の希望者がありまして、一名の方は心身障害学級が適当であろうと指導され、御両親も御了解されております。二名の方は病状等の関係もあるので、もう少し観察の必要があると指導されております。もう一名の方は、その後他市へ転出されました。

以上が本年度の就学相談の結果でございますので御答弁をさせていただきます。いろいろと御心配をおかけし大変申しわけなく思っている次第でございますが、おかげさまでこのたび設計図も完成し、来春には工事の運びとなる予定になっております。

御質問の管理運営についてでございますが、現在、利用される地域の方々がどのような形をとったら気軽に利用できるか、その方策について、地域に屋内体育施設、体育館でございますが、を持つ青梅市あるいは府中市の例を参考にしまして検討を重ねているところでございます。いずれにいたしましても、地域の方々には十分活用していた

だけるよう、その運用については法に触れないよう考えてまいりたいと思っております。

さしあたっての考え方でございますが、受付業務につきましてはシルバー人材センター——福生市高齢者事業団に委託するようになるかと思えます。また、利用される方々の体育指導の問題ですが、個人開放、グループ開放、そして市の事業等も包含して考えてまいりたいと思っております。

なお、これらについて目下検討中でございますので、はっきりした方向づけができました段階で、議会に御報告を申し上げたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○市民部長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、横田基地についての四番目の九月から十一月期の離着陸数について、それから外国人登録についての二点について御答弁させていただきます。

最初に、九月から十一月期の離着陸数についてでございますが、飛行総数、こととしてございますが、千百五十八回、それから前年が九百三十四回で二百二十四回の増でございます。一日平均飛行回数でございますが、ことが三十八・六回、前年が三十一・一回、七・五回の増でございます。夜間でございます。これは二十二時から午前七時まででございますが、ことは四十三回、前年が六十七回、二十四回の減でございます。一日平均いたしまして、ことが一・四回、前年が二・二回、〇・八回の減でございます。それから騒音の最高日及びホーンでございますが、ことが九月の十七日でございます。百十三ホーン。それから前年が九月の十日でございます。百十一ホーン。今年度二ホーン増でございます。

それから十月でございますが、飛行総数、ことが千六回でございます。前年千六百十七回。六百十一回の減でございます。一日平均飛行回数でございますけれども、三十二・五回。前年が五十二・二回。十九・七回の減でございます。それから夜間でございますけれども、ことが五十四回、前年が五十六回で二回の減でございます。それから騒音の最高日及びホーンでございますが、ことは十月十日、百十三ホーン。昨年は十月の九日、百十六ホーン。三ホーンの減でございます。

次に十一月でございますけれども、飛行総数がことにおきましては千百二十八回。前年が千四百三十四回。三百

六回の減でございます。一日平均飛行回数が、ことが三十七・六回。前年が四十七・八回。十・二回の減でございます。夜間でございますけれども、ことが四十三回。それから前年が五十八回で十五回の減でございます。一日いたしまして、ことが一・五回、前年が一・九回。〇・四回の減でございます。それから騒音最高日及びホーンでございますが、こととしてございますが、十一月の十一日、百十五ホーン。昨年は十一月の五日、百十五ホーンでございます。その比較はございません。以上でございます。

次に、外国人登録の関係でございますけれども、現況でございますが、六十年度の拒否者につきましては、先ほど市長が答弁しておりますが、六十年度に拒否者につきましては二人ございました。現在もそのままでございます。なお今年度につきまして、六十一年度でございますが、十一月末日現在でございます。この切りかえを今年度中に予定されておりますのが九十六人ございます。その中で十一月末日までに切りかえをお願いしていただきました方は六十三名ございました。その中で、拒否、それから不押捺意向表明というふうな方につきましては、今年度はおかげさまでございません。それから切りかえ予定者というしましては、三十三人これからお願いしたいというふうに考えておるわけでございます。

それから通達に対する指導でございます。九月の二十五日に、法務省の入国管理局長から都道府県の知事あてに文書が参っております。私どもにはその写しが参っているわけでございますけれども、これにつきましては、二十三区には説明会をやられましたが、大変混乱したというふうなことでございますけれども、二十六市、それから町村につきましては、その通達に対します指導は一切ございませんので、通達の写しが来たというふうなことで御理解いただければと思っております。以上でございます。

○十二番（遠藤洋一君） 自席から再質問します。

最初に、横田基地の滑走路の問題というのはぜひ研究してほしいと思っております。僕はこれを物すごく心配しているのです。事によって、今言ったグアム、沖縄の関係で、常駐なんてされると物すごくうるさいものですから、今までもそうですけれども、そういう態様の微妙な変化のときというのは、余りあらかじめ連絡がなかったような気

がするのです。だから市の方としても、ぜひアメリカ国防予算などの研究をしていると思いますけれども、アメリカの国防予算が市民生活に影響を与えるなんていう自治体は、恐らく余り日本ではないと思うのですけれども、ぜひその研究というのをしていたら、僕はそういう兆しがあれば、やはり市長さんは毅然とそういう大きなものは困るのだということを、資料をもとにして言っていたきたいというふうに思います。

このことにつきましては、確認をしたいということですのでこのままにとどめておきますので、ぜひよろしく願ひしたいと思います。

それから二番目のブルーインパルスですけれども、僕はよくわかりませんが、福生市の市長さんは防衛庁が任命したわけではないので、防衛庁の見解というのは確かに朝日新聞に出ていまして、その見解から言いますとちょっと納得しがたい見解なんです。

要するに、簡単に言えば、曲技飛行の問題というのは米軍の問題であって、自衛隊はち外なんだというようなことを言っていると思うのです。ただそういうふうに、恐らく合同委員会の中でのポジションの中では、つまりこれは米軍に限るというふうにはなっていないと思うのです。

なぜなっていないかといいますと、地位協定第三条の問題を市長はおっしゃいましたけれども、まさにその地位協定第三条のことからいえば、自衛隊とそれから米軍との実際の基地使用の問題に関しては、中身が全く同じなわけです。米軍の方を簡単に言えば、米軍がよろしいと言えば自衛隊が使ってもよいのですというのが三条なわけで、ちなみに二条というのは、米軍が必要であれば日本国内の民間の空港、港湾どこでも使ってもよろしいというのが第二条で、第三条は今言った自衛隊との相互の関係なんです。それから言いますと、今の防衛庁の見解をもって市長の見解とするのは、僕は不見識だと思うのです。前回もそうですけれども、我々にとっては、つまり防衛庁の見解や米軍の見解が問題なのではなくて、二日間並びにその前後にわたる大変な騒音があるわけで、それを困るというふうに、市長さんに、防衛庁なり防衛施設庁に対して言ってほしいというのが希望なり要望なんです。

僕、もう一回伺いますけれど、前を蒸し返していやですけれども、では市長さんは八月三十日、三十一日は、うる

さくなかったとおっしゃるのですか。そこを伺いたいです。つまり、うるさいのだからやめてほしいというのは大変に自然な要求でして、やってしまったのだからしょうがないのかもしれないけれども、やはり見物人が多いの何のこのうのは、そのときも言いましたけれども、市長さんの持つ見識としては非常にふさわしくないというふうに思うのです。防衛庁の見解がこうだから、だからブルーインパルスについては中止要請をする気はないというふうにおっしゃるのは、僕は少なくとも福生市民が選んだ福生市長さんであれば、そこはもう一回御答弁を願いたいというふうに思っています。同じ答弁というわけにいかないというふうに思うのです。

それからそのことは、では例えば今E2Cの問題が出ましたが、ホークアイの問題のときには非常に素早い反応並びに素早い対応をしているわけです。なぜそれで、騒音からいっても話にならないぐらい巨大な騒音をまき散らすようなものに対して、E2Cと同じような対応ができないのかということもあわせて伺いたいです。E2Cの対応についてはほかの町の関係があるのかもしれないけれども、いずれにしても司令官に面談をし、なおかつ強く要請をしているわけです。なぜそのことが、殊ブルーインパルスの問題になると防衛庁の見解をまず述べた上で、それは構わないということをおっしゃるのかがよく理解できないのです。であれば、今の三つの問題をあわせた上で、もう一回考え方を伺いたいと思います。

それから、ミッドウェーのE2Cの問題に関して再度伺いますけれども、例えば昭和五十八年には三回にわたって行われたのです。お正月にやって熊川の地域の人は大変にうるさかったわけです。お葬式があってもお経が聞こえないぐらいうるさいという話が出てきました。これから先も、ミッドウェーが今は試運転期間ですけれども、もうすぐ港から出てくるわけです。そのときに必ず慣熟飛行が必要になるのです。特に今回はE2Cですから、前回まではE2Cという形で、新型になったわけです。そうしますと、どうしても慣熟の飛行というのが必要になってくるわけで、これから先もその手の、つまり夜間訓練、ホークアイを使ったものがあり得る可能性があるわけですけれども、そういうような可能性について防衛庁と話し合うようなことを行っていくような気があるかどうかということも伺いたいです。

そういうようなことは今後はいやだということを言ってもらいたいです、困るという話をしてほしいわけで、今後についてどういうふうに考えるかということをおきたいと思っています。

それから騒音の、飛行機の量の問題なんですけれども、僕が想像したよりもはるかに減っていないのです。実はもっと減ったのかと黙っていて。滑走路を半分ふさいじやったから、例えば九月なんかは二百二十四回・・・、これは十五日間しか滑走路をふさいでいませんからそうなのかもしれませんけれども、十五日間だけ考えればこれは前よりも頻繁になってしまふのです。そういうことからいいますと、意外と減らないなということで、数字を出してもらって少し驚いているわけですけれども、このような結果も防衛庁との話の中で、せっかく出ている数ですので、きちんとやっていたきたい。数についてはそこで結構だと思っています。

それからその次に伺っておりました、順番からいいますと、在日外国人の指紋押捺についてというところで、僕がやはり市長さんに伺いたかったのは、もちろんソウルでの中曽根さんと、それから全斗煥さんとの会談の中で見直しの方向で、なおかつカード化の問題が出てきたり、それから一生一回押捺の問題というのが出てきているのです。それは全体としては多分改善の方向に進まざるを得なくなっているというふうに思うのです。

今、ただ問題なのは、現実の問題としては自治省からの通達もそうですけれども、今、具体的に拒否をしている人たちに對して、例えば捜査に協力をしなさいとか、それから告発などをしなさいということに對しては、やはり一定に距離を置いてほしいと思っているわけです。そうでなければ、実際に外国人といえども市民なわけですから、行政上の問題の中で犯罪人をつくっていくという形になるわけで、それは非常に好ましいことではないだろうというふうに思っているわけですし、その意味からいいますと、市長は全国市長会の要請の意に沿いたいというのであれば、実際に今、これら自治省の通達に對して市長はどのような見解を持っているのかということをお伺いしたい。

確かに部長の言うとおり、二十三区の説明会というのは混乱したのです。混乱をして東京都庁の中に機動隊を導入するということになってしまつて、説明会に反対の立場を表明した人たちというのは、六人ほどその日の中で逮捕されたような形になっていて、非常な混乱になったわけです。しかし、それぐらい自治省の今回の通達というのは、そ

れまでの通達に増して、捜査の協力その他の問題からいえば、在日外国人の人権の問題からいえば非常に許しがたいことであるということがあったと思うのです。実際に今二十六市は、市町に關しては、説明会ができないような状態だということ、そういう状態を踏まえた上で、市長は自治省通達に對してはどのようにお考えなのかということも續けて伺っておきたいというふうに思っています。

それから就学児健康診断の問題で、内科、歯科健診をやった上でという形で今までのとおりだと思っています。要素としてはだんだん一日入学的な要素が非常に濃くなっているんだと思うのです。ただ一日入学の問題からいえば何も十一月にすることはないではないかと、三月に一日入学をした方が、むしろ非常に子供たちにとってはよいのではないかという意見もまたあるということがあります。教育委員会の見解としては、多分、例えば机の大きさを決めるとか、それから歯の検診をしておけばいいとかということになるかもしれませんが、六ヵ月たてば背も大きくなつてしまふような子もたくさんいるわけで、以前より、三月ぐらいにするのが適當ではないかというふうなことを申し上げているわけです。

実際に法律の問題があつて十一月健診をせざるを得ないということがありますね。しかし、その法律の背景からいえば、十一月健診をしておくことで子供たちの振り分けが可能であるということから健康保険法に基づいて健診がなされているわけです。であれば、今回の家の都合でまだ健診を行っていない、多分その一人の方に關しては、就学児健診をしないというふうに意思を表明しているというふうに思うのです。表明をした者に対して、しかし、教育委員会の態度というのは、僕は余りよくはなかったというふうに思っているのですけれども、一つは例えば、ここであるところの家庭の都合というのはどういう判断かわかりませんが、要するに父母、保護者が子供については健診をさせないというふうに言ったのだと思うのですが、その家庭の中まで踏み込むような形で説得行為のようなことはなかったかというふうなこともちょっと伺っておきたいのです。

それからもう一つは、つまりその児童なり子供に對して、教育委員会の別の形での聞き取りの調査、例えば保育園に問い合わせとか、そういうような形で行っていると思うのです。それが割とその關係からいいますと、子供と親と

教育委員会のプライバシーの問題なんかになってくるわけで、実際に教育委員会ですらこの就学児健診に来られないのはどうしてですかと聞くのは当然だと思いますけれども、行きませんという人だってあり得るわけです。それに対する対応の仕方というのはどういうふうに行ってきたのかということも伺っておきたいと思っています。

それから就健の問題というのは、何年も前にそういうふうに言いましたけれども、就学児健診の通知が来るというのは、言ってみれば幸いなわけで、その前の段階での振り分けというのは、例えば今言った就学相談の段階で行われているわけです。就学相談で身障学級に行くことに決まった子には、多分就学児健診通知は来ないのですよ。現実には就健で振り分けをしているわけではないというのが現実だと思うのです。その前の段階で、就学相談という形でなっていると思うのです。差し支えなければ、他市の一名というのは、どういう形態の他市の一名だかわかりになりますか。

つまり僕が心配しているのは、福生ではとてもつまり就学相談を通過しそうなもので、障害を持った子供でも受け入れてくれる町へ行ったということがあるかもしれないというふうに。そういうようなことはもちろんその人の問題ですから余り問題になりませんし、プライバシーのことですから必要ないんですけれども、そういうような状況であるのかないのか。つまり他市への転出状況というのはどういふものなのかということが、実際の相談の中で出てきたとすれば知りたいというふうに思って、心配をしているのです。

それから熊川の体育館のことですけれども、地域の方が気軽に利用してもらうように青梅、府中などを調べていると言いますが、まさか府中の例というのを調べているのかどうかと思ひまして……府中の例というのは具体的に委託の問題などについて聞いている形になりますか。割と府中というのは管理運営に関するところまで民間委託のような形ですね。企業立案のカリキュラムで自主事業をやっていくと。つまり地域スポーツ振興などに関してもメンテナンス会社が指導員まで入れているような形で、余り好ましい形と僕は思っていないのですけれども、そういうようなことを例証にしたいと思って府中を調べているわけではないと思うのですが、ちょっと伺っておきたいというふうに思うのです。

それで法に触れないように、法に触れないというのは、多分地方自治法第二百四十四条の第一項の問題だと思ひますけれども、受付はシルバー人材センターに委託をする。公的なところですから委託はできるわけですね。むしろ問題は今おっしゃった検討中であるところの指導の問題ですね、体育指導なんかの問題に関しては。僕は本来はやはり体育指導、教育指導、社会体育指導をするような職員が当たるべきだと思いますけれども、そのところはどのよう

に考えているかということをお伺いしたいと思います。

もう一つは、コンセプトの問題といえば簡単かもしれませんが、どのような方針を持って体育館をつくったかというところにかなりかかっていると思うのです。例えば、当然のように地域要求があって地域のスポーツ振興がとても大事であると、熊川にやはり体育館をつくらなければいけないのだということまでできたと思うのです。であれば、こういった形のこれから先のスポーツ健康都市として福生が頑張って、その意味で整備をしていくために、体育指導員その他についてどのように考えて、その運用をどう考えていくかというような形は検討中だけでは済まないわけで、当然体育館のできる前に検討されてしかるべきはずなわけです。多少の時間のずれはあるのは、それは仕方がないとしても。

例えばさっきちょっと言いましたとおり、もしも社会体育の問題、指導員の問題でどうしても職員を充てなければならぬということになれば、どこからか都合しなければいけないわけです。もしも都合するとなれば、この時期でなければ間に合わなかったりするわけです。この時期にはある程度の方針がきちんと出ていなければ運営はできないと思うのですけれど、ただの検討中ではなく、その後の経過とどのような形を考えているか、もう少し詳しく伺いたいと思っています。

それから、最後に都立保育園のことですけれども、まだはっきりしていないのだけれど、さっき市長が言った四条件というのは、以前、臨時議会でも聞きましたけれども、そうすると相変わらず都に対する要望事項であって都からのお返事ではないのですね。そのところは僕ははっきりした方がいいと思うのです。これは要望事項であると。だから逆に言うと、この条件が満たされなければ移管はできませんよということを市長は言っているのですか。それと